



平成27年4月24日
海上保安庁

乗揚げ海難防止のための新しい海図表示

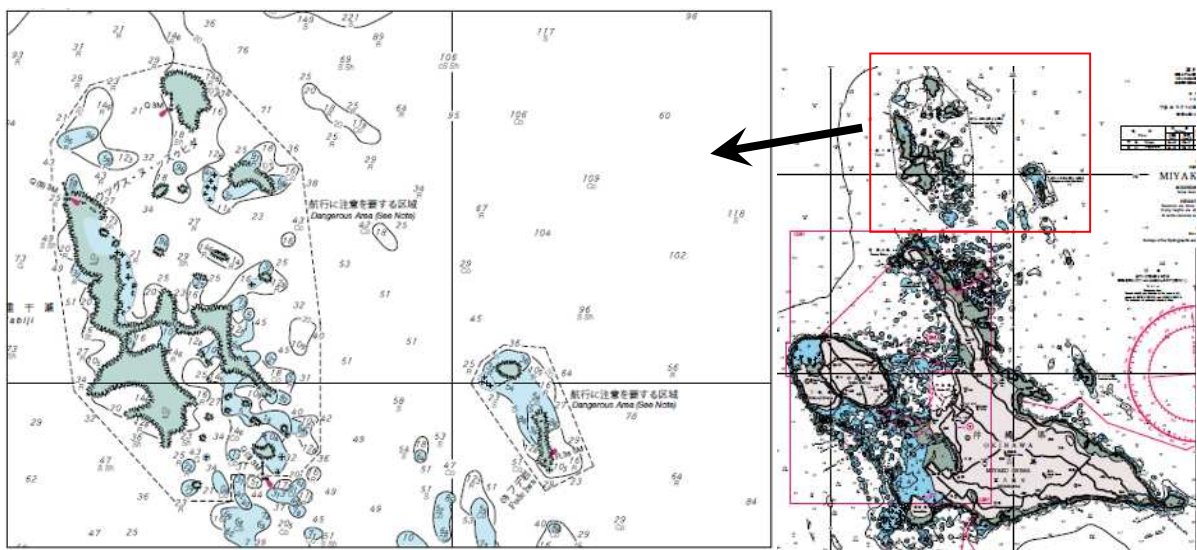
沖縄県の宮古島北方の「八重干瀬（やびじ）」周辺には、浅所が多数存在しています。船舶の乗揚げ海難防止のため、海図上に「航行に注意を要する区域」を新たに表示します。

これは我が国の海図としては初めてのものです。

八重干瀬は周辺にさんご礁海域がひろがり、付近海域を貨物船等が航行するほか、さんご礁海域をプレジャーボート等の小型船舶が航行する海域です。

海図上に「航行に注意を要する区域」として新たに破線で区域を示して、さんご礁周辺に浅所が多数存在することについて注意を促し、船舶の乗揚げ海難防止を図ります。

海図W1205「宮古列島」の記載例



平成27年4月24日発行の水路通報（補正図）により入手できます。